

モニタリング等の基盤メカニズムについて（叩き台）

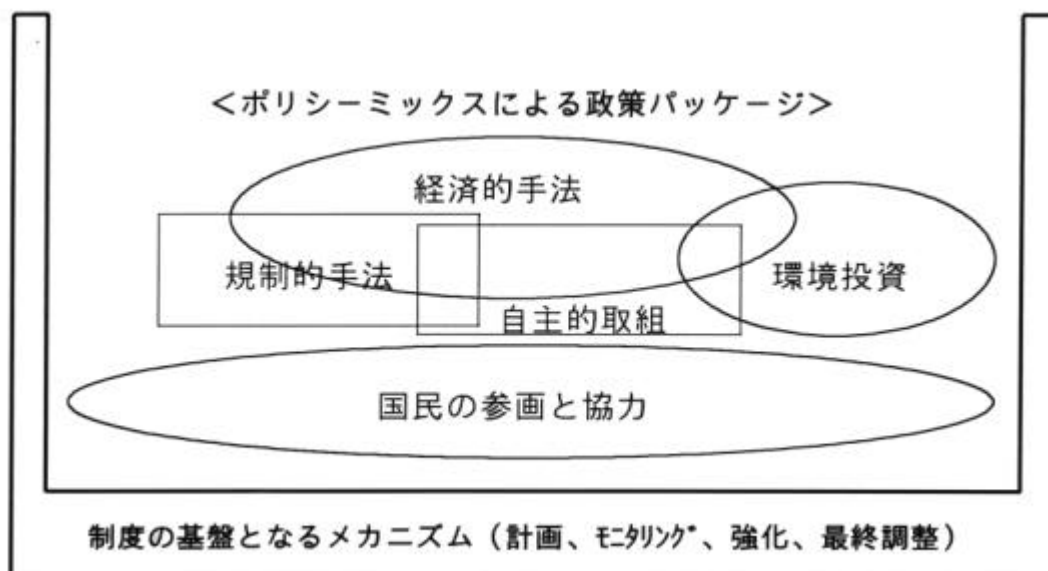
1. 基盤メカニズムの基本的性格

自主的取組、税、排出量取引等の経済的手法、規制的手法、環境投資などの各種政策手法の組合せ（ポリシーミックス）により形成された政策パッケージを円滑かつ確実に実施するためには、いくつかの基本的な機能（基盤メカニズム：図1）が必要。

具体的な要素としては、「排出量の削減と吸収量の増大を行うための計画」と「計画の進捗状況のモニタリング」と「モニタリング結果を踏まえた対策強化」の三つのメカニズムが一連のフィードバックの仕組みを形成するよう機能することが必要。

基盤メカニズムは、どのようなポリシーミックスを行う場合でも共通に必要なもの。

図1 政策パッケージと基盤メカニズムの関係



（出典）中央環境審議会企画政策部会「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書（平成12年12月13日）

（脚注）

中央環境審議会企画政策部会「地球温暖化対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書において、基盤メカニズムの要素として整理されたメカニズムのうち、最終調整メカニズムについての検討は、次回、京都メカニズム等の活用の在り方を検討する中で併せて行う。

2. 排出量の削減と吸収量の増大を行うための計画

【必要性】

排出量の削減と吸収量の増大を行うための計画の必要性は、以下のとおり。

国、地方公共団体、事業者、国民がそれぞれどのような対策をどのような役割分担で推進することにより削減目標を達成するかについて、「対策メニュー」、「実施主体」、「対策の目標量」など、対策の内容を明確にしつつ、事業者、国民にわかりやすく公表・説明する責任（アカウンタビリティ）を果たすことが必要。

京都議定書の約束期間よりもなるべく早い時期から実質的な削減を計画的に実施し、社会的、経済的な影響を最小限に緩和するためには、各種対策技術の費用分析を踏まえて、削減目標を設定することが必要。

【計画の内容】

計画の種類としては以下のものが考えられる。

国の計画

我が国における地球温暖化対策を計画的に推進するため、国の計画を策定することが適当。計画には、例えば、概要（計画の主旨、計画期間等）、全体及び部門別の目標・対策等を規定する。

地方公共団体の計画

国の計画を踏まえ、地域における自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を計画的に推進するため、地方公共団体の計画を策定することが適当。計画には、例えば、排出量の目標、省エネルギー、交通対策、廃棄物減量など、地球温暖化防止に資する取組の目標・対策等を規定する。

3. 計画の進捗状況のモニタリング

【必要性】

計画の進捗状況のモニタリングの必要性は、以下のとおり。

計画に基づく対策のうちどの対策の進捗状況が不十分なのかを検討するためには、インベントリにより我が国全体及び部門別の排出量の推移をモニタリングするとともに、併せて、全国及び地域において、多様な情報を収集しつつ、各排出分野における計画に基づく対策の具体的な進捗状況を適正にモニタリングする仕組みが必要。

計画の進捗状況のモニタリングを行うに当たっては、特に、民生（家庭・業務）部門及び運輸部門等について、排出量と計画に基づく対策の進捗状況に係るデータの収集が不十分であり、データ収集システムや統計制度の整備が必要。

【モニタリングの内容】

計画の進捗状況のモニタリングを基盤メカニズムとして機能させるためには、国や地方公共団体が適切な役割分担に基づき、例えば、以下の多様な情報を収集し、モニタリングを行う仕組みを構築することが適当。

地方公共団体のモニタリング

事業者からは事業者の実行計画（資料1 - 3参照）の仕組みを活用して収集するとともに、民生（家庭・業務）部門及び運輸部門等については自ら把握した排出量や計画に基づく対策の進捗状況に係るデータを用いてモニタリングを行う。モニタリング結果は、地方公共団体の対策の強化を行うべきか、及び事業者に対する指導・勧告を行うべきかについて判断するために用いる。

国のモニタリング

インベントリや各地方公共団体から収集したデータを集計したデータ等）を用いてモニタリングを行う。モニタリング結果は、国の対策の強化を行うべきか判断するために用いる。

国のモニタリング結果について地方公共団体にフィードバックする一方、地方公共団体のモニタリング結果についても国が報告を受けることにより、両者の情報交換を円滑に行う仕組みを整備することが適当。

適正なモニタリングを行うため、特に、民生（家庭・業務）部門及び運輸部門については、国の統計制度、並びに地方公共団体が事業者からデータ報告を受けたり、中小事業者、家庭の排出状況を自ら把握するシステムを構築することにより、これらの部門における排出量関連データの収集体制を整備することが適当。

4. モニタリング結果を踏まえた対策強化

モニタリング結果を踏まえた対策強化を基盤メカニズムとして機能させるためには、国や地方公共団体が、計画の進捗状況のモニタリングを行った結果、どの対策の進捗状況が不十分なのか検討を行い、計画の見直し、計画に基づく対策の強化などを行う仕組みを整備することが適当。

以上をまとめると、次ページの図2のような基盤メカニズムの体系図を描くことができるのではないかと。

図2 基盤メカニズムの体系図

